令和５年4月1日改定

令和５年度　南小学校　いじめ防止基本方針

１　はじめに

いじめは、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることに鑑み、児童等の尊厳を保持するため、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）のための対策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体等の責務を明らかにし、並びにいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針の策定について定める。

【いじめ防止対策推進法】

○いじめの定義
（定義）
第２条　この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法　第２条より）

○いじめ防止に対する基本理念
第３条
・いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関する問題であることを鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなることを旨とする。
・いじめの防止等のための対策は、全ての児童等がいじめを行わず、及び他の児童などに対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めることを旨として行わなければならない。
・いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめ問題を克服することを目指して行わなければならない。

○学校・教職員の責務
第８条　学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

【南小学校　いじめ防止基本理念】

全職員が共通理解のもとで暴力や暴言を排除するよう努め、以下の項目を意識した教育活動を行う。
○互いを認め、助け合うことのできる人間関係の構築

〇規律・学力・自己有用感を持つことのできる児童の育成
〇児童の変化への気付き、情報の共有、速やかな対応
〇すべての教職員で共通理解を図った上での組織的な指導体制の確立
〇家庭・地域・専門組織との緊密な連携、協働
〇隠蔽や虚偽のない正確で丁寧な説明

２　いじめ防止対策組織

<構　成>・・・いじめ発生時の母体となる

いじめ防止対策委員会

校長・教頭・教務主任・生徒指導主任・副主任・人権教育担当
・養護教諭・特別支援コーディネーター・（市教委指導主事）
（当該児童の学年主任・担任）
（学校医・四街道警察生活安全課の方）
※重大事態発生時は、構成メンバーを柔軟に定めることとする。

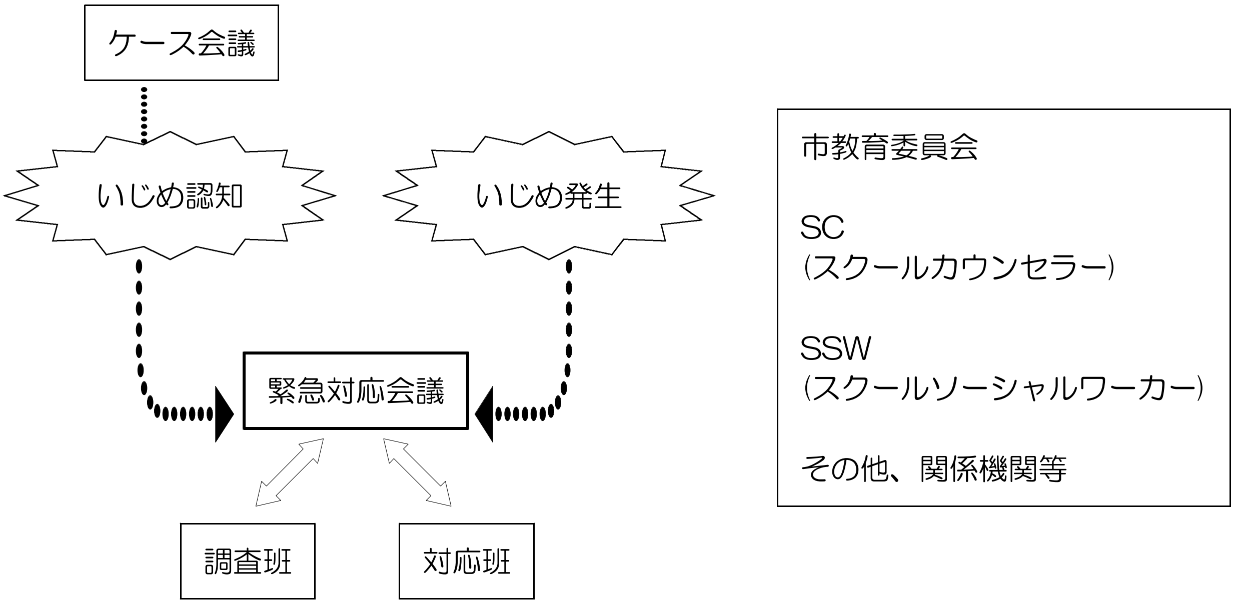

<活　動>

（１）いじめに関する実態アンケートの実施・集計（児童・保護者）し、３年間保管する。ただし、重大事態に関するアンケート用紙は５年間保管する。
（２）いじめに関する校内研修の計画・実施
（３）年間を通したいじめ防止の啓発（いじめ撲滅キャンペーン、命を大切にする運動、豊かな人間関係実践プログラム、ホームページへの掲載、児童・保護者への説明　など）
（４）いじめ発生時における事実関係の把握、対応策の協議
（５）重大ないじめ発生時における市教委への報告、学校医等の専門家を加えた事態の調査、対応策の協議
（６）教育相談の実施

<開　催>

〇いじめ防止対策委員会の開催（４月、６月、１０月、２月）
〇いじめ事案発生時は緊急開催とする。
〇生徒指導部会の開催（月に一回）

＜年間を見通したいじめ撲滅指導計画＞

３　いじめ防止（未然防止）に対する取り組み

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
会議等	いじめ対応チーム会議 ・基本方針 ・指導計画		**事案発生時は、緊急対応会議の開催**（6月～2月） 対策会議		職員研修		対策会議		職員研修			いじめ対応チーム会議 ・課題見当 ・評価 ・見直し
未然防止に向けた取組	学級づくり人間関係づくり SOSの出し方実施の教育			ピア・サポート		学級づくり人間関係づくり ピア・サポート	いじめ撲滅ゲーム大会	ピア・サポート				ピア・サポート
早期発見に向けた取組			アンケート（児童） 教育相談（6月～7月）			アンケート（児童・保護者） 教育相談（9月～10月）				アンケート（児童） 教育相談（1月～2月）		

（１）授業改善に努める。

①規律があり、生徒指導の機能を重視したわかる授業づくりを進めることで、基礎的な学力を身につけ、周囲から認められているという実感を持った児童を育成する。

②全教育活動を通した人権教育、「『いのち』のつながりと輝き」を主題とし「考え、議論する」ことを意識した道徳教育の充実を図り、強い心と正義感をもち、互いを認め合い、助け合うことのできる児童を育成する。（人権集会の開催・道徳授業の公開など）

③社会体験活動や自然体験活動、奉仕活動等への積極的参加を推進することで、人と触れ合い、自主的・主体的に行動することのできる児童を育成する。

④命の教育を充実させることで、自他共に命を大切にできる児童を育成する。

⑤ピア・サポートをはじめとする、他者とコミュニケーションを図る能力を育てる取組を推進する。

（２）いじめについての共通理解に努める。

①いじめは、どの学校にも、どの学級にも、どの子にも起こりうるということを全教職員が十分認識する。

②いじめの態様（インターネット上でのいじめを含む。）、特質、原因、背景、具体的な指導上の留意点などについて校内研修や生徒指導情報交換で職員の共通理解を図ることを周知する。

③学校として特に配慮が必要な児童（発達障害を含む障害のある児童、外国人児童、性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童等）について、教職員が児童個々の特性を理解し、情報共有して、保護者と連携しながら周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行う。

④学校全体で暴力・暴言を排除する取組を行う。特に、個人の不適切な発言がいじめを助長することに繋がるという考え方を児童に指導し理解させる。また、教職員の不適切な発言

（差別的発言や児童を傷つける発言等）や体罰が、いじめを助長することがあることを認識し、模範となる行動に努める。

⑤過度の競争意識、勝利至上主義等が児童のストレスを高める等、いじめを誘発することがあることを全職員に周知し、指導方法を確認する。

⑥児童に対して「いじめは人間として絶対に許されない」「いじめを通報することは恥ずかしいことではない」「いじめた人が、いじめられた人や通報した人に対して圧力をかけることを許さない」という雰囲気を学校全体に醸成する。（日常的にいじめの問題に触れる。）

⑦長期欠席児童、感染症に伴う欠席をしている児童に係る差別や偏見を生まないような配慮をする。

⑧定期的な教育相談の実施（毎学期全児童対象）、日常的な相談窓口開設の周知を図り、相談しやすい人間関係を構築する。

⑨いじめアンケートの配布と共に、いじめ防止に関するリーフレットやチェックリストを配布し、いじめ防止に関する啓発を行う。

（３）児童自らがいじめについて学び、防止対策に取り組めるようにする。

①「学校いじめ防止基本方針」について児童、保護者、地域に学校だよりやホームページ、教育活動全般を通して伝え、いじめの問題に気付き、防止に向けて主体的に行動できる児童を育成する。

②児童がいじめ撲滅キャンペーンへ主体的に取り組めるようにし、意識の高揚に努める。

（４）ネット上のいじめ未然防止。

①保護者及び児童を対象とした研修会の開催をするなど、情報モラル教育を計画的に行うことで、児童、保護者への理解を深める。

②法務局・地方法務局におけるネット上の人権侵害情報に関する相談の受付など、県警機関の取組についても周知する。

４　いじめに対する取り組み

【早期発見・早期対応】

（１）児童の些細な変化に気付く。

①四街道市教育委員会指定のいじめアンケート及び校内教育相談アンケートを６月、１０月、２月に実施し、それらを基に全児童との個別面談に取り組むことで、児童の人間関係や悩み等を把握し、共に解決していこうとする姿勢を示して、児童との信頼関係を深める。（保存期間は３年。重大事態に関する内容は５年）

②保護者に対して年１回（１月）四街道市教育委員会指定のいじめアンケートを実施し、保護者からの状況確認を行う。

③学校生活全体を通して、児童の様子や人間関係を多くの教師で見守り、気づいたことを日常的に情報交換する。

④校内の相談窓口（養護教諭・教頭）及び外部相談窓口（四街道市青少年育成センター、四街道市教育サポート室、四街道市市役所家庭支援課、千葉県子どもと親のサポートセンター、いのちの電話、警察など）について全校集会や学校だより等を活用して周知を図る。
（P.8緊急連絡先参照）

＊緊急連絡先

四街道市教育委員会（学務課）	０４３―４２４―８９３２
四街道警察署	０４３―４３２―０１１０　『１１０
四街道市消防本部	０４３―４２２―０１１９　『１１９
四街道市市役所（家庭支援課）	０４３―４２１―６１２４
四街道市青少年育成センター	０４３―４２１―７８６７
四街道市教育サポート室	０４３－４２１－７８６９
中央児童相談所	０４３―２５２―１１５２
子どもと親のサポートセンター	０１２０―４１５―４４６

⑤週１回生徒指導情報会議を開催し，全職員が情報共有し、共通理解の下、児童の指導にあたるようにする。

いじめられている子どもの変容
①最近、元気がない。　②憂鬱そうである。
③表情の変化に乏しい。④急激に成績が下がる。⑤行動や反応が鈍くなる。

（２）事実関係を早期に把握し、解決を図る。
①関係児童の安全と人権に配慮し、訴えのあった内容について親身になって話を聞く。
②複数の教職員で対応し、いじめではないかという疑いを持って早い段階から的確に関わり、いじめを積極的に認知し、校内いじめ対策組織に報告、相談をする。
③いじめアンケート・校内教育相談アンケート・個別面談の結果を分析し、速やかに対応し解決を図る。

【いじめ発生時の対応】
（１）いじめられた児童への対応
①関係児童の安全と人権に配慮し、当該クラスの担任だけでなく、いじめ防止対策委員会のメンバーにより組織的に事実関係の聴取を行う。その際、いじめられている児童にも責任があるという考え方はあってはならず、「あなたが悪いのではない」ことをはっきりと伝える。
②児童の悩みや苦しみを受け止め、児童を支え、「最後までいじめから守る姿勢」「伝える必要のない場合、秘密を守る姿勢」で対応することを伝える。
③児童が安心して学校生活を送ることができるよう、当該児童にとって信頼できる人（友人、教職員、家族、地域の人など）と連携し、当該児童の気持ちに寄り添い、支えることのできる体制を作る。
④いじめに係る情報（いつ、どこで、だれが、何を、どのように等）を適切に記録（一定期間保存）し、全職員で情報を共有する。
⑤学校いじめ対策組織においては、いじめが解消に至るまで被害児童の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。
⑥登校に不安を感じている児童がいる場合、保護者や関係機関との連携を図り、対応していく。また、いじめをきっかけに不登校に陥った児童に対し、いじめの解消に向けた取組とともに、保護者や関係機関と連携を図りつつ、不登校対策に取り組んでいく。

（２）いじめられた児童の保護者への対応

①発見したその日のうちに、電話連絡や家庭訪問等で事実関係を伝えるとともに、児童の不安を除去し安全を守ることを伝える。

②南小いじめ防止基本方針に沿った指導方針を伝え、今後の対応について協議する。

③保護者のつらい気持ちや不安な気持ちを共感的に受け止め、被害児童の心のケアや、安心して学校に通学するための措置、保護者への支援、スクールカウンセラーの活用などについて行っていくことを伝える。

④継続して家庭と連携を取りながら、解決に向かって取り組むことを伝える。

⑤家庭で子どもの変化に注意してもらい、どのような些細な事でも相談するよう伝える。

（３）いじめている児童への対応

①いじめたとされる児童からも事実関係の聴取を行う。いじめがあったことが確認された場合は、いじめをやめさせ、再発を防止する措置をとる。

②いじめている児童に対しては、いじめてしまう心情を聞き、その児童の心の安定を図る指導をするとともに、「いじめは絶対に許さない」という姿勢で臨み、いじめをやめさせる。また、いじめがどれほど相手を傷つけ、苦しめていることに気付かせる指導を行う。

（４）いじめている児童の保護者への対応

①保護者へ連絡し、事実に対する保護者の理解を得たうえで、南小いじめ防止基本方針に沿った対応することを伝える。また学校と保護者、場合によっては各関係機関が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、保護者に対して継続的な助言を行う。

②「いじめは決して許されない行為である」という毅然とした姿勢を示し、事の重大さを認識させ、家庭での指導を依頼する。

（５）いじめが起きた集団への働きかけ

①いじめを見ていた児童に対して、自分の問題としてとらえさせる。いじめをやめさせることはできなくても、誰かに伝える勇気を持つよう伝える。

②「いじめは絶対に許されない行為である」という毅然とした姿勢を、学級や学校全体に示す。

③はやし立てたり、見て見ぬふりをする行為も、いじめを肯定していることを理解させる。「いじめは絶対に許されない行為である」ことを徹底させる。

④いじめについて相談することや通報することは、正義に基づいた勇気ある行動であることを指導する。

⑤当該児童すべてを含む集団が、好ましい集団活動を取り戻し、すべての児童が、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団作りを進める。

（６）いじめの調査結果の情報提供

①いじめを受けた児童及び保護者に対しては、真摯に情報を提供する。その際、個人情報の保護に関する法律等を踏まえる。

（７）いじめ解消後の対応

①いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態については、国基本方針において定められている。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとされていることに留意する。

②教職員は、いじめの被害児童及び加害児童を注意深く観察するとともに保護者とも連絡を取り合う。

③教育相談、アンケート等を活用して児童を見守る。

（８）いじめ発生時の組織的対応の流れ・対処プラン

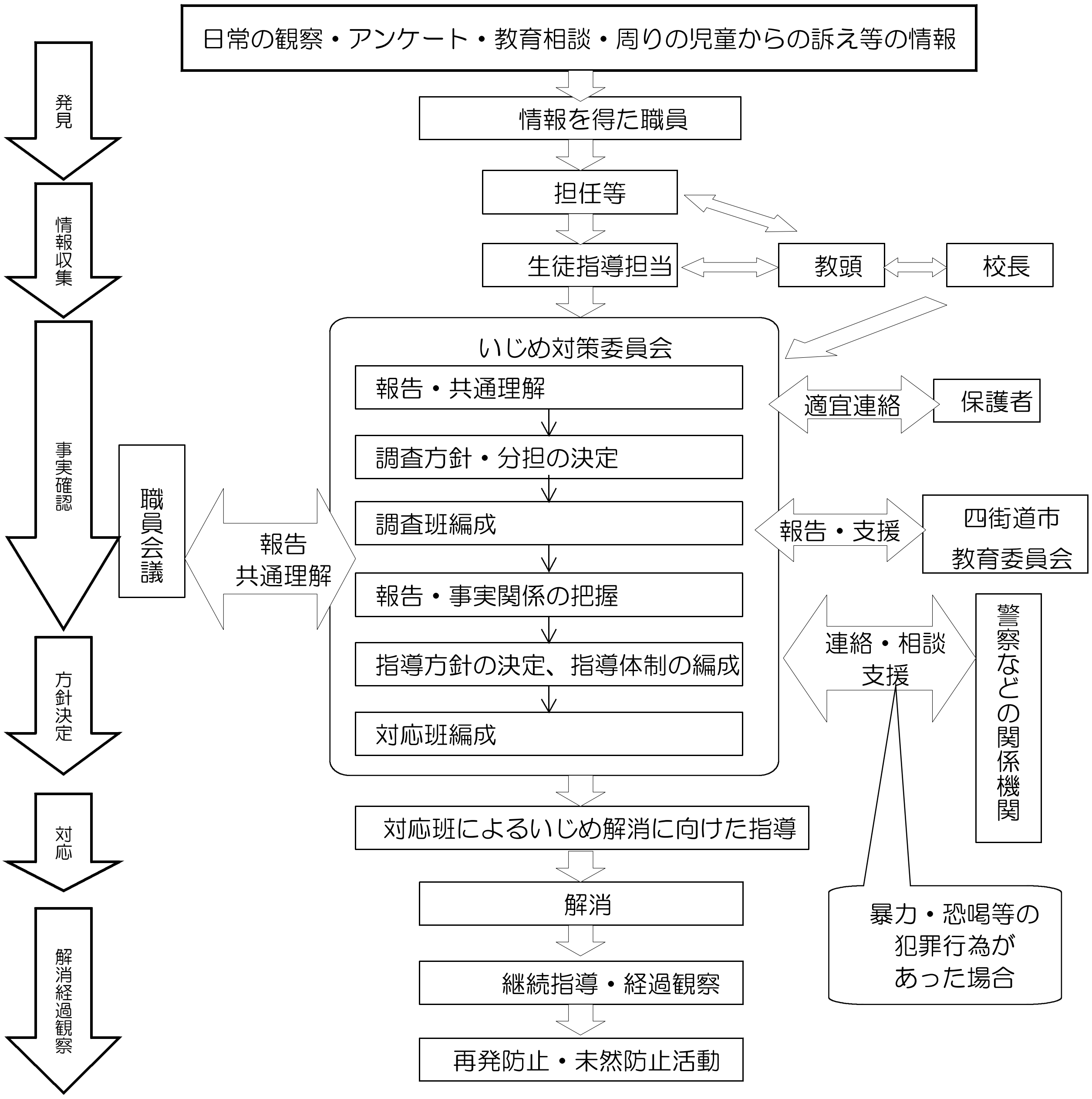

【ネット上でのいじめへの対応】

（１） 保護者会等で伝えたい事

①子供たちのパソコンや携帯電話等を第一義的に管理するのは、家庭であり、フィルタリングだけでなく、家庭において子どもたちを危険から守るためのルールづくりを行うこと、特に携帯電話を持たせる必要性について検討すること。

②インターネットへのアクセスは、「トラブルの入り口に立っている。」という認識や、知らぬ間に利用者の個人情報が流出するといったスマートフォン特有の新たなトラブルが起こっているという認識を持つこと。

【重大事態発生時の対応】

（１）重大事態とは（いじめ防止対策推進法　第２８条第１項第１号、２号より）

第２８条１項
・いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるとき。

第２８条２項
・いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

①児童が自殺を企図した場合
②児童に精神性の疾患が発生した場合
③児童が身体に重大な障害を負った場合
④児童が金銭を奪い取られた場合
⑤児童がいじめにより長期欠席（年間３０日を目安）の疑いがある場合
⑥その他、児童や保護者から申し立てがあった場合やその事実を発見した場合。

（２）重大事態の報告
①重大事態が発生した旨を速やかに市教育委員会に報告。
②改めて文書により報告。（認知に係る報告書、調査に係る報告書、事案による事故報告書）

（３）重大事態の調査　（Ｐ．２参照）
①緊急いじめ防止対策委員会を立ち上げ、組織的に対応、調査する。
②調査にあたっては、国基本方針、県基本方針を踏まえるとともに、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」「不登校重大事態に係る調査の指針」により、適切に実施する。
③校内サポートチーム（校長、教頭、教務主任、養護教諭、教育相談担当、生徒指導担当、ＰＴＡ会長）を立ち上げ、全校児童や保護者に対してアンケート等を行い、事実関係の把握をする。
④いじめを受けた児童及び保護者に対しては、学校として説明責任があることを自覚し、真摯に情報を提供する。その際、個人情報の保護に関する法律等を踏まえること。

（４）重大事態の対応
①いじめをきっかけとして重大な事態に陥った児童については、保護者や警察・関係機関との連携を図り、対応していく。
②メンタルヘルス・ケア等を行い、全校児童の不安を解消する。

５　公表・点検・評価について

（１）公表
①学校いじめ防止基本方針は、年度毎に点検を行い、必要に応じ見直し、ホームページで公表する。

（２）点検・評価
①学校のいじめの防止に向けた取り組みの検証を随時行い、その都度改善に努める。
②いじめの発生防止、早期発見、発生時の対応に関する取組について、学校評価の項目に加え、PDCAサイクルに基づいて取組の改善を図る。